

## 岐阜県人権教育協議会設置要綱

(名称)

第一条 この会は、岐阜県人権教育協議会という。

(目的)

第二条 この会は、民主主義の理念に則り、基本的人権尊重の立場から同和問題とともに様々な人権問題の解決を目指し、県民的課題として人権教育の推進を図る。

(構成)

第三条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 人権尊重に取り組む関係団体の代表者
- 二 教育諸団体の代表者
- 三 学識経験者
- 四 その他会長が必要を認める者

(事業)

第四条 この会は、第二条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 人権教育に関する調査研究
- 二 関係機関との連携に関する事項
- 三 人権教育に関する啓発活動
- 四 その他会長が必要と認める事項

(役員)

第五条 この会に、役員として、会長一人及び副会長二人を置く。

- 2 委員の任期は二年とする。ただし再任を妨げない。また、欠損を生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員を選出は委員の互選とする。
- 4 この会に、顧問を置くことができる。

(任務)

第六条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長の任期は二年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長の指示により、いずれかの一人がその職務を代理する。
- 4 副会長の任期は二年とする。ただし再任を妨げない。

(小委員会)

第七条 この会に専門的事項を研究協議するため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、この会の委員のうち、会長が指名する委員若干名をもって構成する。
- 3 小委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(研究委員会)

第八条 この会に、教育に関する調査研究機関として研究委員会を置くことができる。

- 2 研究委員会は、人権教育関係者のうち、会長が委嘱する委員若干名をもって構成する。
- 3 研究委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第九条 この会の事務局を岐阜県教育委員会義務教育課に置く。

- 2 この会の庶務は、事務局において処理する。

<付 則>

この要綱は、昭和48年10月22日から実施する。

- ・昭和51年 5月28日 一部改正
- ・昭和52年 5月28日 一部改正
- ・昭和53年 6月24日 一部改正
- ・昭和57年 2月22日 一部改正
- ・昭和61年 6月27日 一部改正
- ・昭和61年12月 5日 一部改正
- ・平成13年 4月 1日 一部改正
- ・平成16年 5月31日 一部改正
- ・平成18年 5月26日 一部改正
- ・平成24年 4月 1日 一部改正
- ・平成28年11月16日 一部改正
- ・令和 5年 5月26日 一部改正